

## 児童生徒の情報モラルの指導法に関する調査研究 —児童生徒の情報機器利用の実態と情報モラル指導の在り方—

小学校から高等学校までの各校種における児童生徒の発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の効果的な指導法についての研究を行った。情報モラル教育に関する基礎資料とするため、平成27年度に「児童生徒の情報機器利用の実態調査」を実施し、子どもたちの情報機器の利用の現状を把握することができた。また、計画的に情報モラル指導を進めるために年間指導計画例を作成した。さらに、児童生徒が主体的・対話的に取り組む情報モラル指導の授業を実践し、効果的な指導の在り方を検証した。

＜検索用キーワード＞ 情報モラル スマートフォン インターネット ネット依存 授業実践  
実態調査 指導計画 主体的・対話的

### 指導助言者

金城学院大学国際情報学部国際情報学科教授 長谷川元洋(平成26,27,28年度)

### 研究協議会委員

一宮市立神山小学校教諭	太田 崇(平成26,27,28年度)
東海市立加木屋南小学校教諭	山岡 史昌(平成26,27,28年度)
瀬戸市立南山中学校教諭(現瀬戸市立品野中学校教諭)	大鹿 雄志(平成26,27,28年度)
豊川市立金屋中学校教諭(現豊川市立中部中学校教諭)	日野 晴仁(平成26,27,28年度)
県立海翔高等学校教諭	阿部 文人(平成26,27,28年度)
県立知立高等学校教諭(現県立鶴城丘高等学校教諭)	中島 亨(平成26,27,28年度)
総合教育センター研究指導主事	近藤 哲史(平成26年度)
総合教育センター研究指導主事	片山 雅貴(平成26年度)
総合教育センター研究指導主事	井谷 直樹(平成26年度)
総合教育センター研究指導主事(現情報教育研究室長)	古関 利勝(平成27年度)
総合教育センター研究指導主事	織田 剛(平成27,28年度)
総合教育センター研究指導主事	加藤 悟(平成27,28年度)
総合教育センター研究指導主事	松山 博幸(平成28年度)
総合教育センター研究指導主事	山下 智之(平成26,27,28年度主務者)

## 1 はじめに

当センターで平成13年、16年、19年に実施した「情報教育推進のための調査研究」において、高校生や中学生への携帯電話の普及に伴い、インターネット利用によるトラブルが増加している実態を示し、情報モラルの向上が急務であることを明らかにした。そこで、平成21年度に「子どもの安全を守る情報モラル向上推進事業」の一つとして、「情報モラル向上研究会議」を開催し、情報モラル指導に関する提言を行うとともに、児童生徒の情報機器利用の実態調査を行った。さらに、平成23年度

から平成 25 年度までの 3 年間で、研究協力委員との共同研究として、児童生徒の実態調査に加え、授業実践を柱とする研究を行い、情報モラル教育の必要性を提示するとともに、効果的な指導法を報告した。

社会の情報化は日進月歩で進展しており、新しい情報機器やサービス、アプリなども次々と開発されている。ここ数年で、子どもたちへの情報端末の普及が更に進み、高校生や中学生だけでなく、小学生も日常的に情報機器やインターネットを利用するようになった。そのため、情報機器の利用に関連したトラブルが増加するとともに、子どもたちの長時間利用やインターネットへの依存に対する危険性が指摘されるようになり、小学校から高等学校までの発達段階に応じた情報モラルの体系的な指導の重要性が更に高まっている。

そこで、これまでの研究成果を基に、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間で、児童生徒の情報機器利用に関する実態調査の実施及び分析、発達段階に応じた効果的な指導の在り方に関する研究を進めることとした。

## 2 研究の目的

本研究は、児童生徒のインターネット利用に関する実態を把握するとともに、発達段階に応じた効果的な指導法について実践研究し、児童生徒の情報モラルの向上を図る。

## 3 研究の方法

平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間で研究期間とし、大学教授による指導助言を受けながら、研究協力委員と所員による共同研究を行った。

### (1) 児童生徒の情報機器利用の実態調査の実施と分析

情報モラル指導の基礎資料とするため、愛知県内の約 10,000 名の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して情報機器利用の実態調査アンケートを実施し、結果を集計、分析した。

### (2) 児童生徒の発達段階に応じた指導内容に関する協議

小学校、中学校、高等学校の研究協力委員が、各校種の状況について情報共有し、児童生徒の発達状況や情報モラル指導の現状を踏まえて、指導内容や年間指導計画作成について研究協議した。

### (3) 研究協力委員による情報モラル授業の実践と検証

各研究協力委員が所属校において、児童生徒が主体的、協働的に考えて取り組める情報モラルの授業実践を行い、成果を検証した。

なお、「情報モラル教育実践ガイド」(平成 23 年)によると、情報モラル教育については、「STEP1 子どもたちの実態把握や整理」、「STEP2 年間指導計画の作成」、「STEP3 指導方法の検討」、「STEP4 実際の指導と評価」という四つのステップで進めることが紹介されている。そのため、「STEP1 子どもたちの実態の把握や整理」として、児童生徒の情報機器利用に関する実態調査と結果の分析、「STEP2 年間指導計画の作成」として、児童生徒の発達段階に応じた指導内容の協議と年間指導計画例の作成、「STEP3 指導方法の検討」及び「STEP4 実際の指導と評価」として、指導内容や指導方法の協議と、研究協力委員の勤務校における授業実践を行った。

## 4 研究の内容

### (1) 児童生徒の情報機器利用の実態調査の実施と集計結果の分析

平成 27 年度に、小学校 4 年生から高等学校 3 年生までを対象とした情報機器利用の実態に関するアンケート調査を実施した。

県内の公立小学校 18 校、公立中学校 12 校、県立高等学校 15 校、県立特別支援学校 3 校で調査を行い、小学生（4～6 年）3,304 人、中学生（1～3 年）2,304 人、高校生（1～3 年）3,501 人、合計 48 校 9,109 人から有効回答を得た（資料では空白回答等のため 100%にならない場合がある）。

この集計結果の分析を行い、以下のとおり、六つの傾向と現状を見いだすことができた。

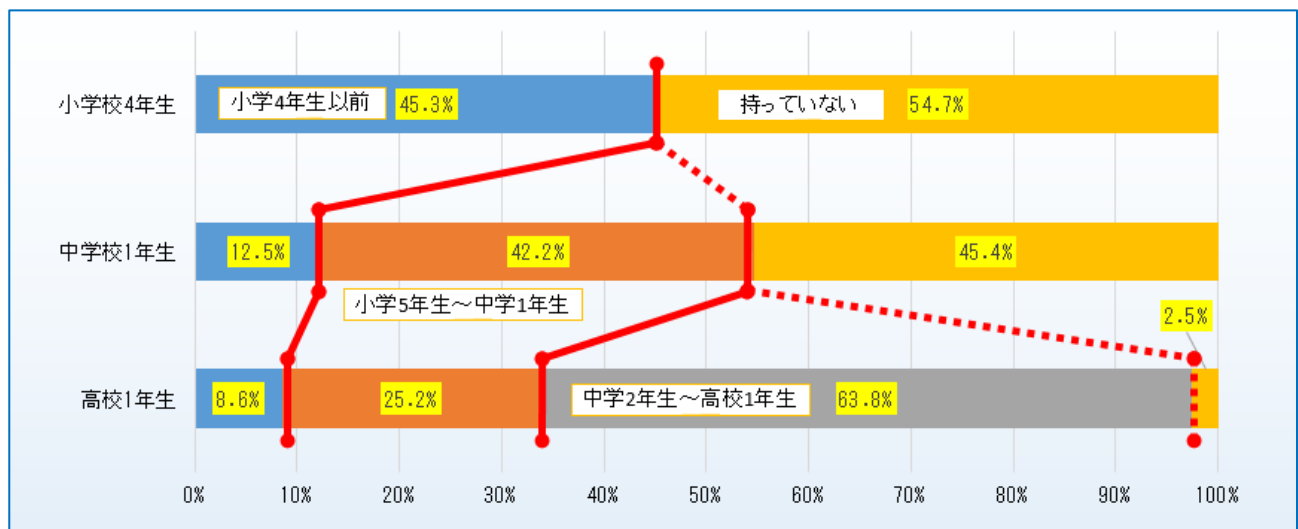
#### ア 情報端末の所有の低年齢化

「はじめて自分専用の携帯電話やスマートフォンを所有した時期」（資料 1）では、ここ数年間で急速に情報端末の所有者が低年齢化していることが明らかになった。

高等学校 1 年生が小学校 4 年生以前（6 年前）に携帯電話やスマートフォンを所有していた割合は 8.6%、また、中学 1 年生が小学校 4 年生以前（3 年前）に所有していた割合は 12.5%であるが、今回の小学校 4 年生は 45.3%であった。中学校 1 年生での所有の割合も、3 年前（現高等学校 1 年生）と比較すると、33.8%から 54.7%へと大幅に増加している。

これまでは、高校生の携帯電話やスマートフォンの所有率の上昇とともに問題行動や指導事例が増加したが、今後は、小学校や中学校でも情報モラルに関する問題行動や指導事例が大幅に増えることが予想される。

【資料 1 はじめて自分専用の携帯電話やスマートフォンを所有した時期】



#### イ 長時間の情報機器やインターネットの利用

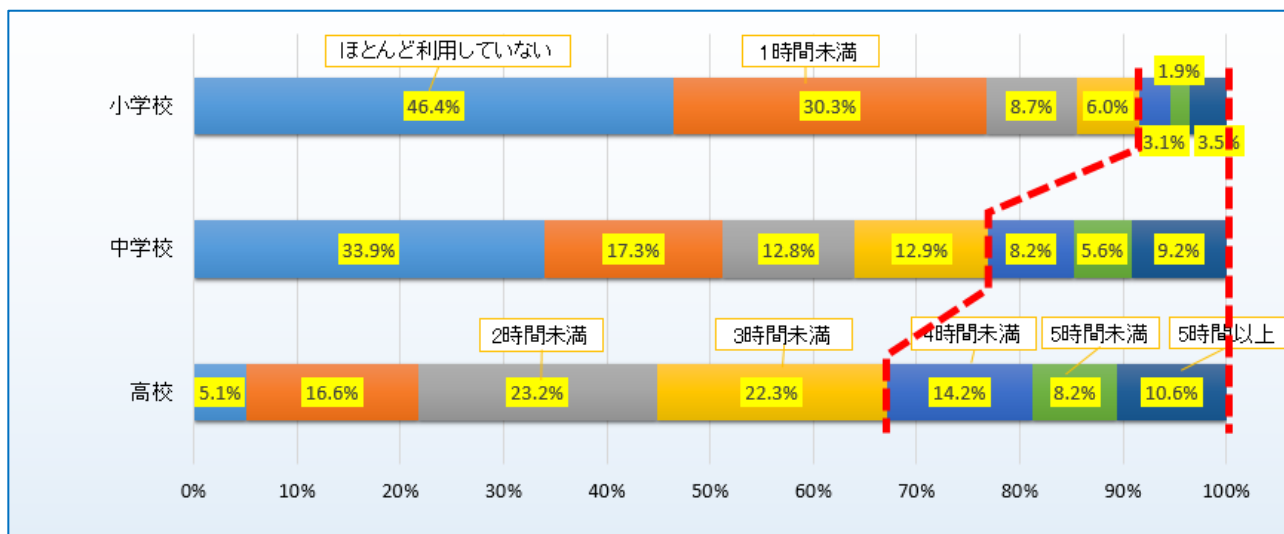
携帯電話やスマートフォンの平日の利用時間について、1日に3時間以上利用するのは、小学生で 8.5%、中学生で約 23.0%、高校生で約 33.0%であった（資料 2）。また、1日に5時間以上利用するのは、中学生が 9.2%、高校生が 10.6%であった。学校以外の生活時間のほとんどで、情報機器を利用している生徒が多数いることが分かる。

なお、内閣府が行った「平成 27 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」においても、平日 1 日で 3 時間以上利用している割合は、小学生が 10.3%、中学生が 27.2%、高校生が 40.9%という結果であり、今回の調査結果と同じような割合となっている。

情報機器を長時間利用する子どもたちは、インターネットの利用により、生活習慣の乱れや学校生活への不適応など悪影響を受ける可能性が高い。また、情報端末の所有者が低年齢化しており、今後

更に、長時間利用をする小学生や中学生の割合が増えると予想される。利用時間や利用場所の制限等のルールを設定するなど、学校と家庭が協力して対策を考え、健全な環境づくりに取り組む必要がある。

【資料2 携帯電話やスマートフォンの利用時間（平日）】

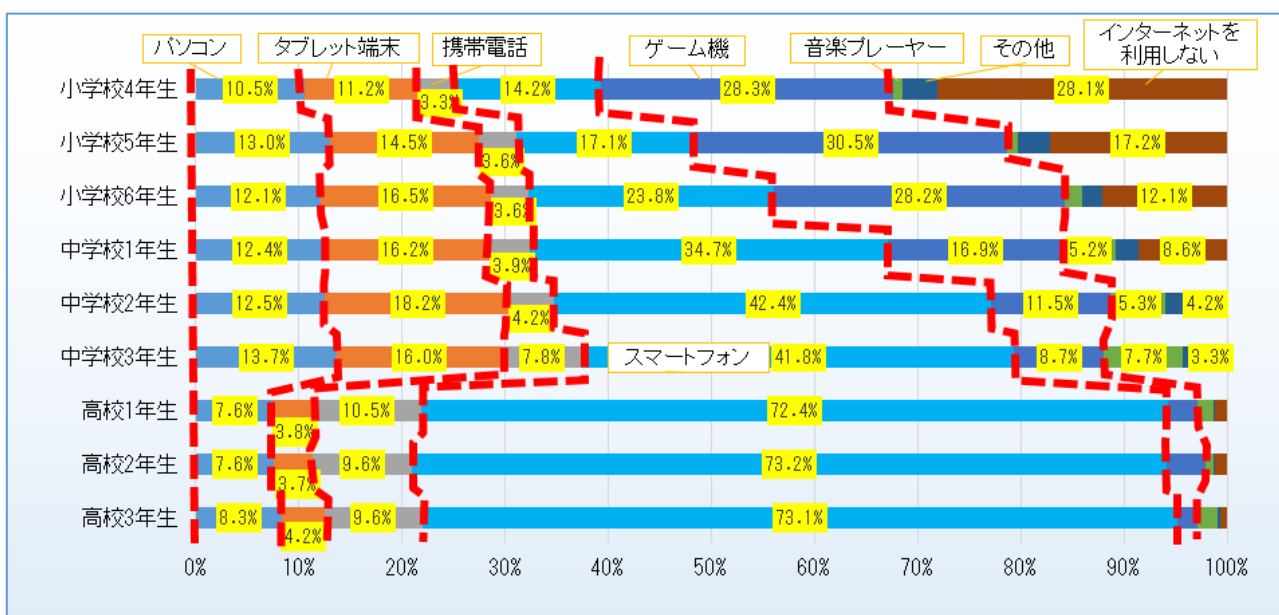


ウ 情報機器・サービス多様化

インターネットに接続できる情報機器はパソコンやスマートフォンだけではない。最近では、子どもたちが持っているゲーム機や音楽プレーヤーなどもインターネットに接続できる。

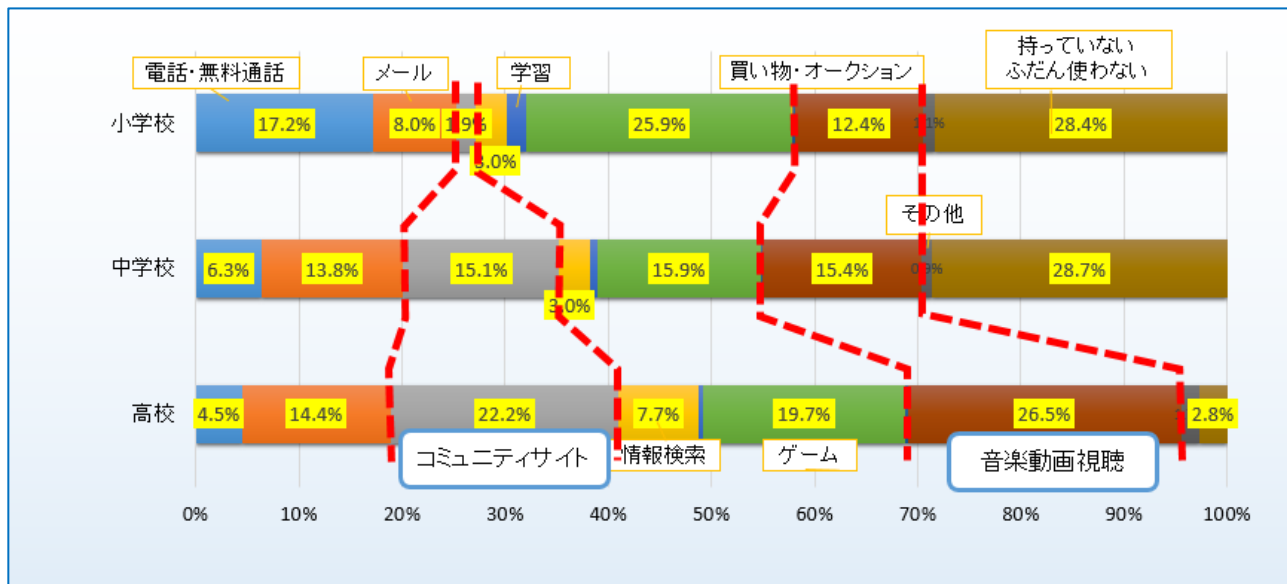
資料3では、インターネットを利用するのによく使う情報機器の種類とその割合を表している。高校生ではスマートフォンが70%を超えているが、小中学生では、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤーなどさまざまな情報機器を使ってインターネットを利用していることが分かる。自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていない児童・生徒でも、こういった多様な情報機器を使って、インターネットを利用している。

【資料3 インターネットを利用するのによく使う情報機器】



自分専用の携帯電話やスマートフォンで一番よくすることを聞いたところ、学校種によって違いはあるが、電話・無料通話、メール、コミュニティサイト、情報検索、ゲーム、音楽動画視聴の割合が比較的高く、インターネットを通じて、子どもたちが多様なサービスを利用していることが分かる（資料4）。

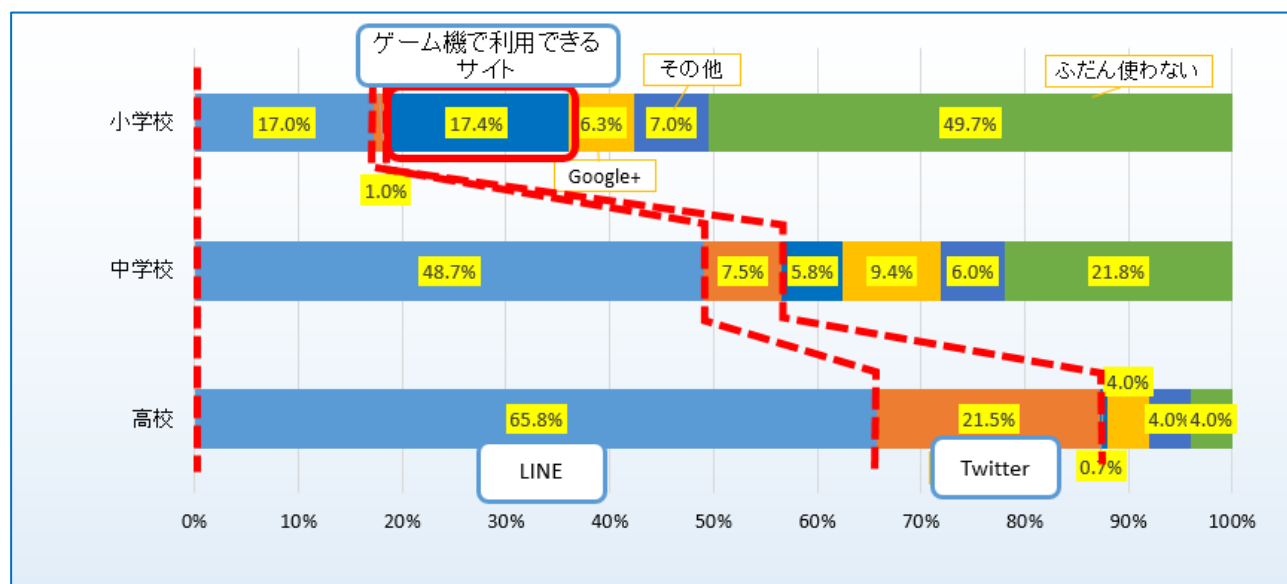
【資料4 自分専用の携帯電話やスマートフォンで一番よくすること】



なお、女子の方が男子よりも、電話やメール、コミュニティサイトなど、コミュニケーションで利用する割合が高かった。男子は、女子よりもゲームの利用が多い傾向が見られた。

コミュニティサイトの利用も学年が上がるにつれて増えている（資料5）。高校生が一番よく利用するコミュニティサイトは、LINEが65.8%、Twitterが21.5%であった。その他のサービスを含めると、コミュニティサイトを利用する割合は90%を超えている。また、他の校種と違う傾向として、小学生はコミュニティサイトの利用者は全体の約半数であるが、ゲーム機で利用できるサイトの割合が17.4%で最も多かった。

【資料5 一番よく利用するコミュニティサイト】



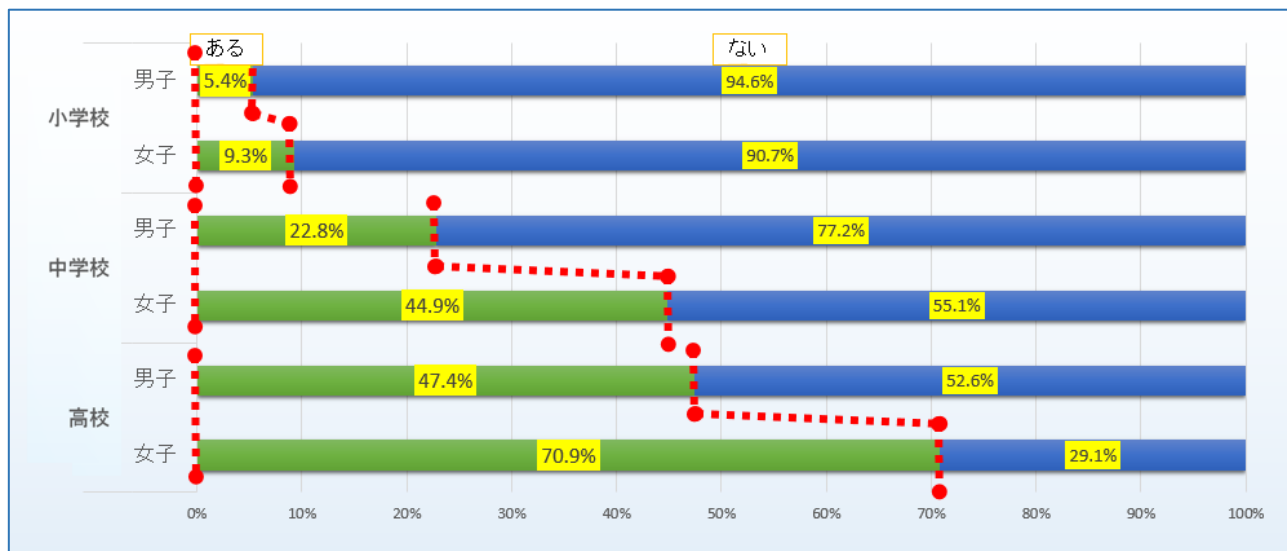
コミュニティサイトの中には、面識のない利用者同士が交流するサイトや、ID 掲示板と呼ばれる無料通信アプリの ID を交換して交流するサイト、ゲームで見知らぬ他の人と対戦や協力できるサービス等もある。「平成 27 年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」によると、コミュニティサイトに起因する児童生徒の被害事例も増える傾向にあることが示されており、利用に当たって、十分に注意を呼び掛けることが必要である。

#### エ 危険性や情報の特性に対する理解不足

コミュニティサイトに自分の氏名や学校名、顔写真を掲載した経験は、小学生の男子で 5.4%，女子で 9.3%，中学生の男子で 22.8%，女子で 44.9%，高校生の男子で 47.4%，女子で 70.9%であった（資料 6）。年齢が上がるにつれて増加し、女子が男子よりも経験の割合が高い。

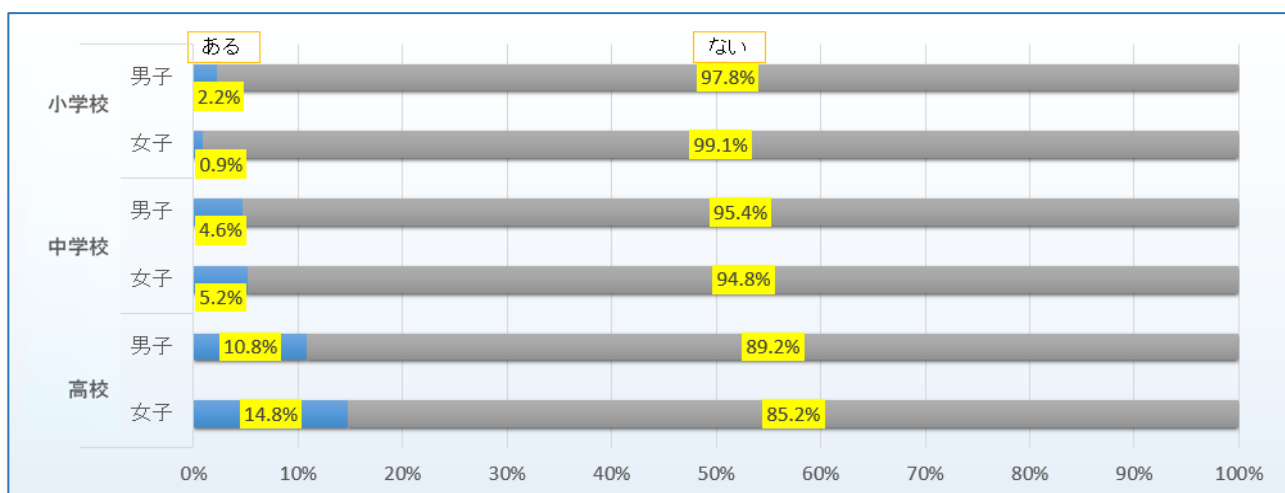
インターネット上に掲載した個人情報から、住んでいる場所や氏名を特定されて、トラブルに巻き込まれた事例が多数発生している。コミュニティサイト等に個人情報を掲載している児童生徒が、インターネットで情報を公開する危険性を十分に理解していないためと考えられる。

【資料 6 コミュニティサイトに自分の氏名や学校名、顔写真の掲載経験】



さらに、インターネットで知り合った人と子どもだけで会った経験を聞いたところ、「経験あり」と回答したのは、小学生男子で 2.2%，小学生女子で 0.9%，中学生男子で 4.6%，中学生女子で 5.2%，高校生男子で 10.8%，高校生女子で 14.8%であった（資料 7）。インターネットでは匿名性があり、な

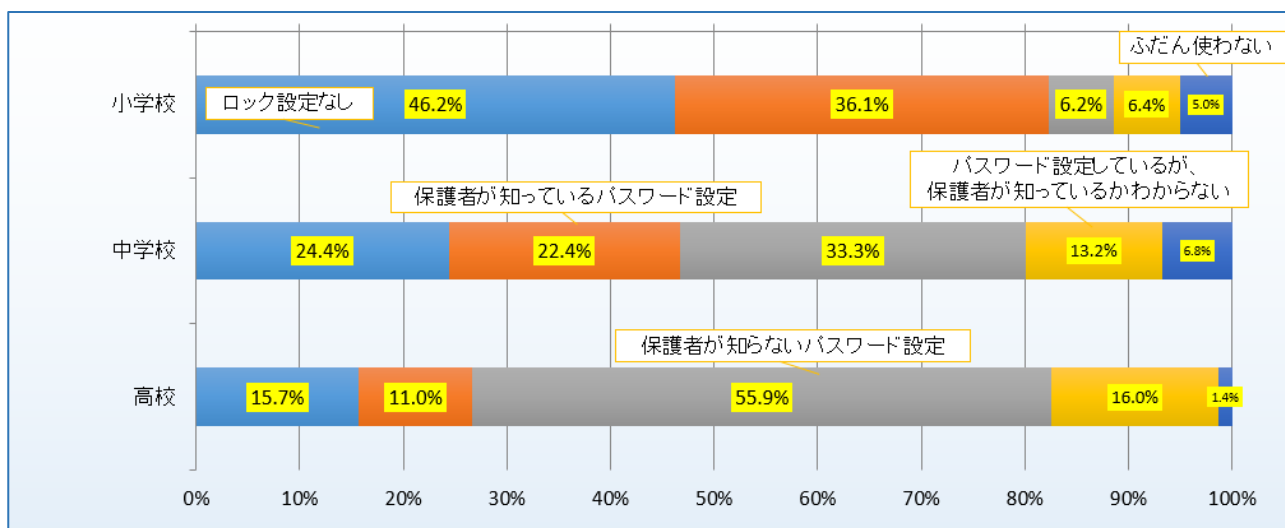
【資料 7 インターネットで知り合った人と子どもだけで会った経験】



りすましができるため、コミュニティサイト等で知り合った人と会うことによって、被害に遭う事例が増えている。インターネットで知り合った人を簡単に信用して会うことは危険性が高いことを繰り返し指導することが必要である。

携帯電話やスマートフォンについて、一定時間操作しないと自動的にロックする機能を使用しているかどうかを尋ねたところ、中学生でも24.4%、高校生でも15.7%が設定していないと回答した（資料8）。ロックする機能を設定していないと、携帯電話やスマートフォンを紛失したときや他の人に端末を操作され、データを抜き取られたり、悪用されたりする可能性があり、大変危険である。

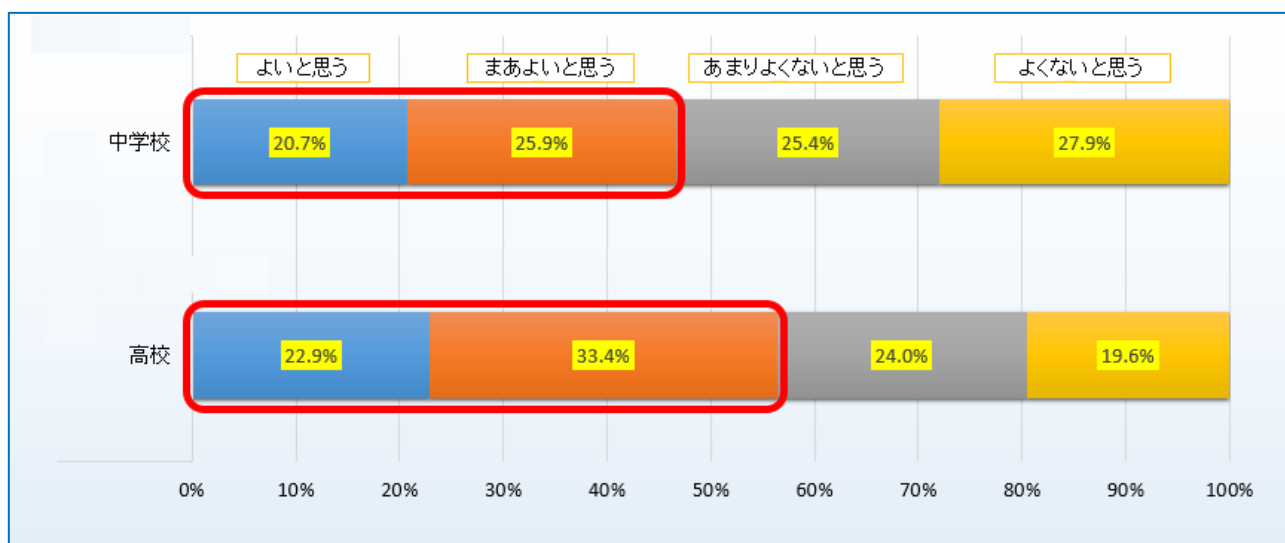
【資料8 携帯電話やスマートフォンをロックする機能の設定（自分専用の端末所有者のみ）】



ルールやモラルを大切にしているかどうかを中学生と高校生に聞いたところ、いずれも約90%の生徒が「強く思う」「少し思う」と回答した。

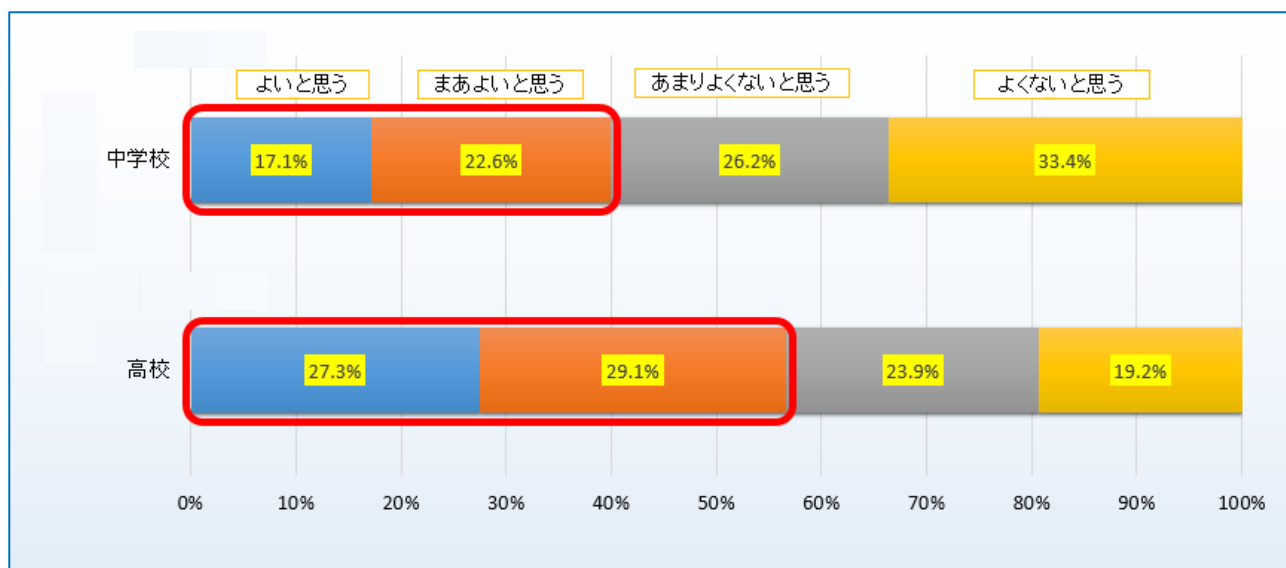
しかし、その一方で、ルールやモラルを大切にしている行動していると「強く思う」と回答しているにもかかわらず、ホームページにアニメのキャラクターやタレントの画像を掲載することに対して「よいと思う」「まあよいと思う」と回答している高校生が56.3%もいた（資料9）。

【資料9 ルールやモラルを大切にしている行動をしていると「強く思う」と回答した生徒が、ホームページにアニメのキャラクターやタレントの写真を掲載することに対する意識】



平成 24 年度の調査においても、「携帯電話・ネット利用のルールやモラルを大切にした行動をとっているか」という質問に対して、「強く思う」「少し思う」を合わせるとどの校種でも 80%以上であった。また、「強く思う」と回答した生徒のキャラクター等の無断使用に対する意識は、校種が上がるにつれて「よいと思う」「まあよいと思う」の割合が、中学生で 39.7%，高校生では 56.4%であった（資料 10）。

【資料 10 平成 24 年度調査】ルールやモラルを大切にした行動をしていると「強く思う」と回答した生徒が、ホームページにアニメのキャラクターやタレントの写真を掲載することに対する意識



以上のことから、一部の児童生徒のモラル意識と行動にはギャップがあることと、生徒の傾向が 3 年前とほとんど変わっていないことが分かる。これは、悪いことと認識しながらも自分勝手に「やってもいい」と判断しているためか、情報技術の特性や法律などを理解していないためか、どちらであるのかを明らかにできなかった。しかし、いずれにしろ、3 年前よりも児童生徒に情報機器が普及していることを考慮すると、法律やマナーを理解させることと、順守する態度を育成することの両面の指導が求められている。

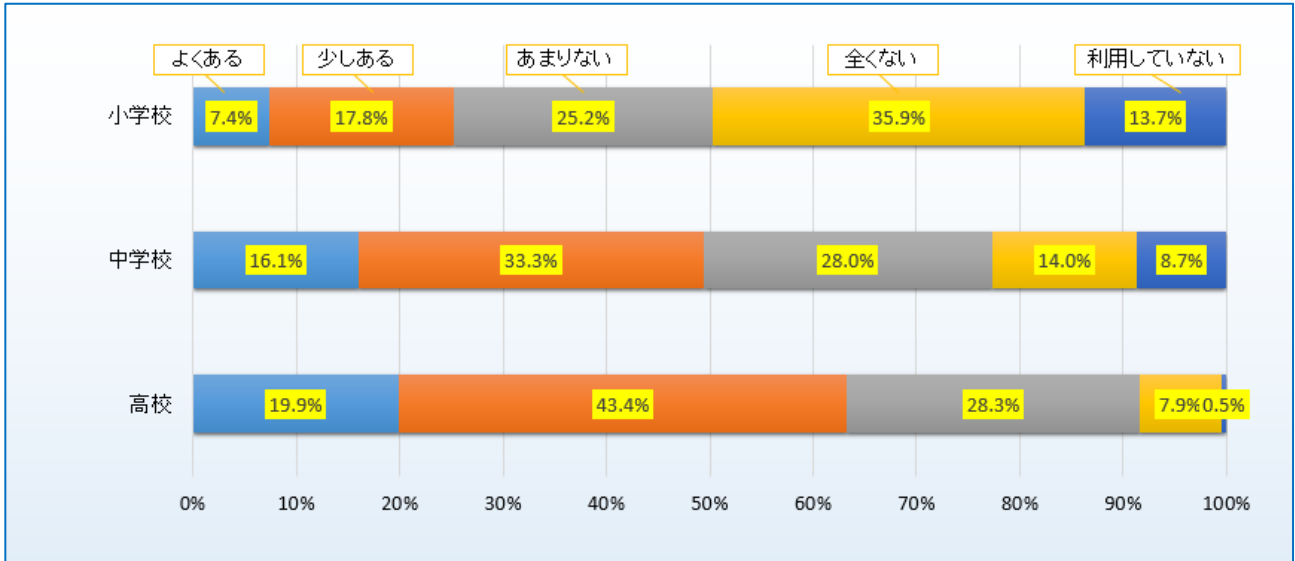
#### オ 情報機器利用の影

情報機器の所持が低年齢化し、さまざまなサービスを利用することができるようになった結果として、児童生徒が実際に情報機器によってトラブルに巻き込まれたり、被害に遭ったりしていることも、調査結果に表れている。

携帯電話やスマートフォンの長時間利用の影響を調べるため、携帯電話などにより家の手伝いや勉強ができなくなる経験を聞いた（資料 11）。小学生で 25.2%，中学生で 49.4%，高校生で 63.3%が「よくある」「少しある」と回答している。

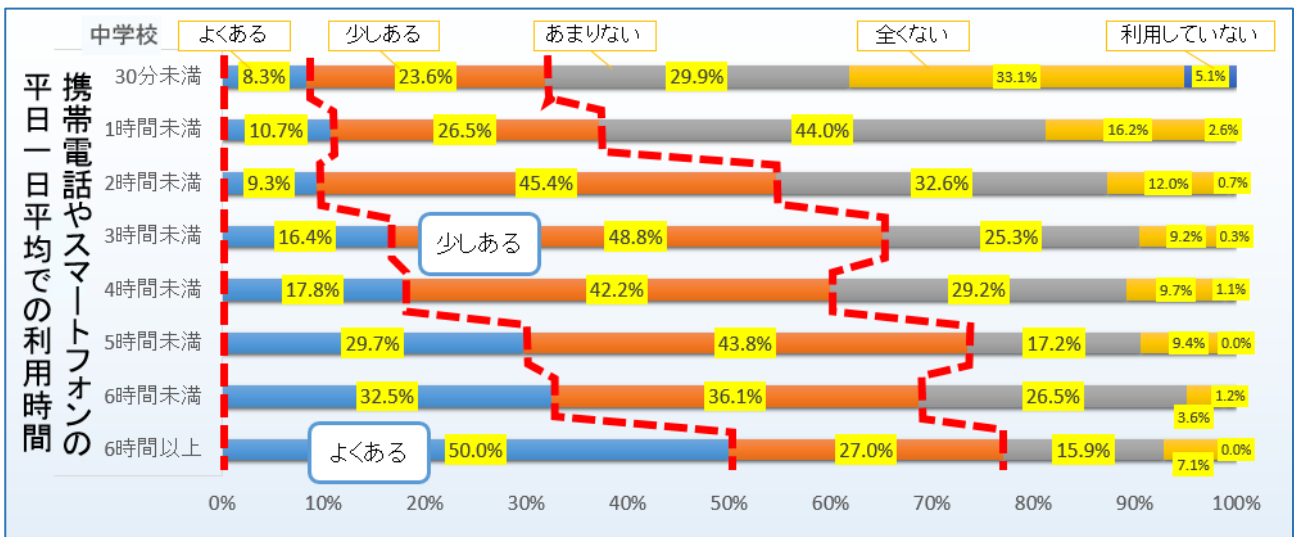


【資料 11 携帯電話などにより家の手伝いや勉強ができなくなる経験】



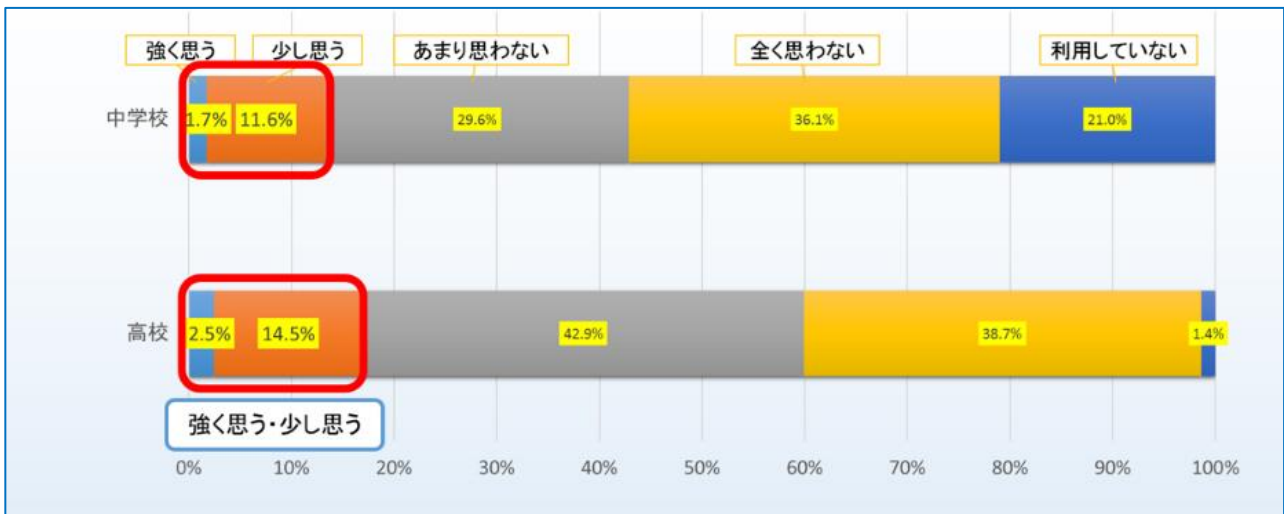
また、携帯電話などにより家の手伝いや勉強ができなくなる経験と、携帯電話やスマートフォンの平日の平均利用時間を中学生のデータと比較したところ、平均利用時間が長くなるほど、手伝いや勉強ができなくなる傾向があった（資料 12）。特に、2 時間未満では「よくある」との回答が 10%前後であるのに対して、2 時間以上になると増加し始め、6 時間以上利用している中学生は 50.0%に達している。

【資料 12 携帯電話などの利用時間と、携帯電話などにより家の手伝いや勉強ができなくなる経験の比較】



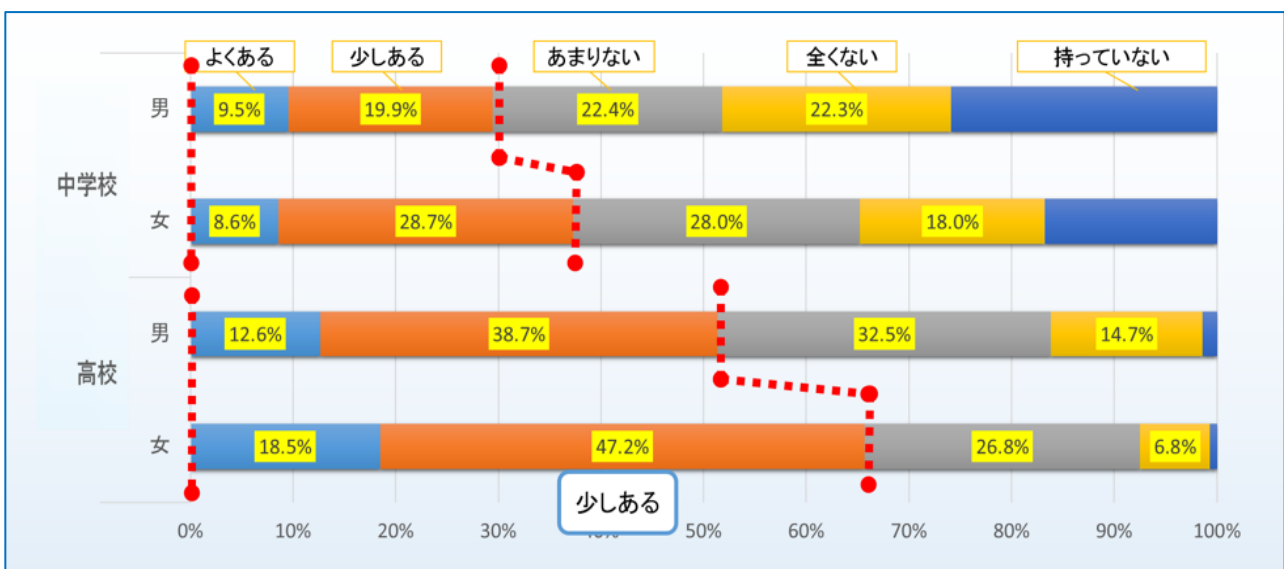
また、コミュニティサイト等にメッセージを送信した後、すぐに返事がないと不安やイライラを感じるかどうかについて聞いたところ、「強く思う」「少し思う」を合わせて、中学生では 13.3%、高校生では 17.0%であった（資料 13）。こういった不安やイライラから人間関係のトラブルが発生しやすいことは容易に想像がつく。情報機器を利用するに当たっては、情報機器の特性や相手の状況を考慮しなければならないことを理解させることが必要である。

【資料 13 コミュニティサイト等にメッセージを送信したとき、すぐに返事がないと不安やイライラを感じる】



その一方で、携帯電話やスマートフォンなどで友人とのコミュニケーションをめんどうと感じることが「よくある」「少しある」と回答した中学生の割合は、男子で29.4%、女子で37.3%、高校生では男子で51.3%、女子で65.7%だった（資料14）。携帯電話やスマートフォンなどの情報機器を利用することで、時間や場所を問わずコミュニケーションができるというのがメリットの一つであるが、同時に、多くの中学生や高校生が負担に感じていることが分かる。情報機器を使ったコミュニケーションについては、常にメッセージを返信できるわけではないことを受け入れ、相手の状況を十分に考慮しなければならないことを指導することが大切である。

【資料 14 携帯電話やスマートフォンなどでの友達とのコミュニケーションをめんどうだと感じる経験】



#### カ 家庭との協力の重要性

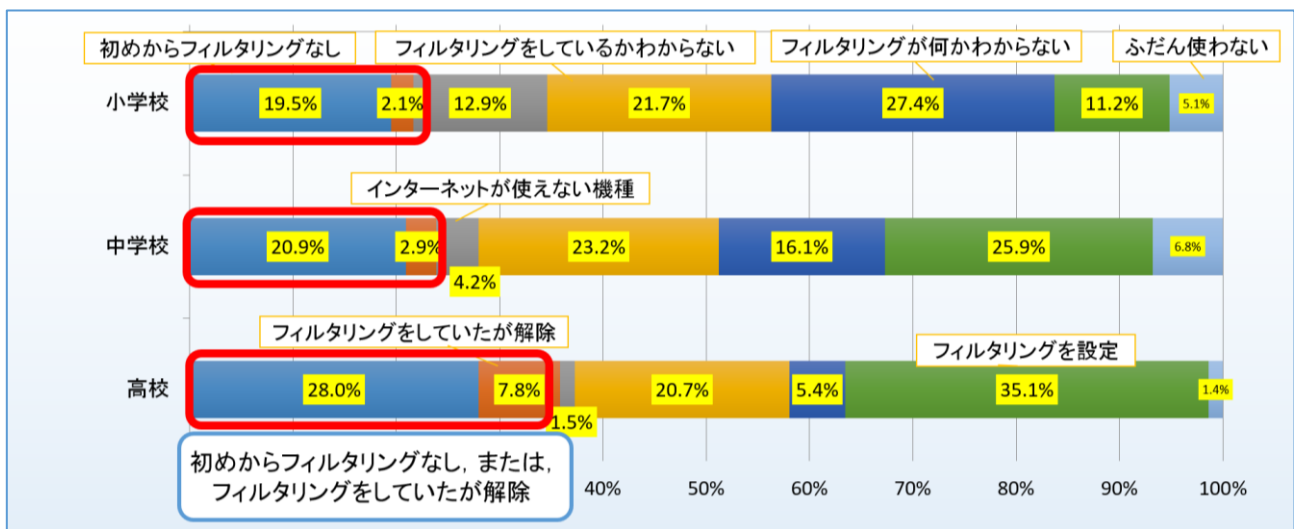
情報機器の利用については、学校外が中心になるため、情報モラル教育においては家庭との協力が不可欠である。

子どもたちが危険なサイト等にアクセスしないようにするためには、携帯電話やスマートフォンなどの情報機器にフィルタリングを設定することが有効である。「平成 27 年度における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」によると、平成 27 年度にコミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた子どものうち、94.8%がフィルタリングに加入していなかった。

しかし、携帯電話やスマートフォンのフィルタリングの利用状況については、「初めからフィルタリングなし」「フィルタリングをしていたが解除」と回答したのは、小学生で 21.6%、中学生で 23.8%、高校生で 35.8%であった（資料 15）。

また、この回答をした児童生徒に対して、フィルタリングをしない理由を聞いたところ、「危険なサイトを見ないから必要ない」「音楽を聴いたり、動画を見たりするため」と回答したのは、それぞれ、どの校種でも 30%ずつであった。

【資料 15 携帯電話やスマートフォンのフィルタリングの利用状況（自分専用の端末所有者のみ）】



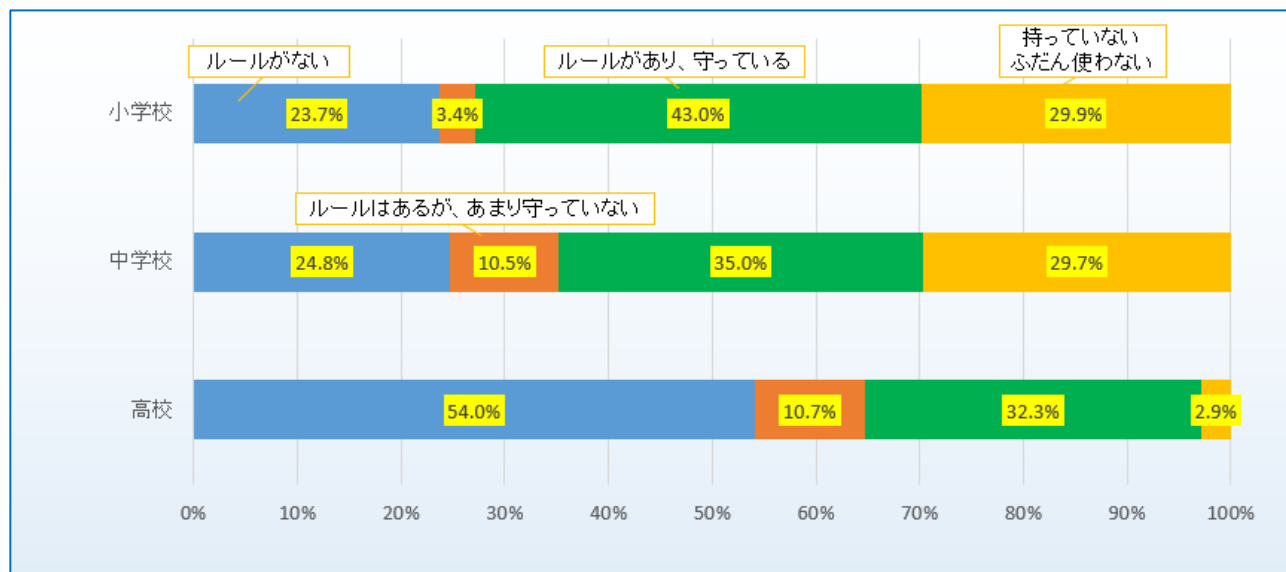
以前は、一部の不適切な情報を流すウェブサイトがウイルスの発信源になっていたり、出会い系サイトなどがトラブルの原因となっていたりして、危険予測が難しくなかった。しかし、最近では、企業や地方公共団体などの公式のウェブページが改ざんされてウイルスの発信源になっていたり、気付かないうちに架空請求されるサイトに接続してしまったり、多くの子どもに人気のコミュニティサイトを介して被害に遭ったりする事例が発生している。

そのため、フィルタリング設定をすることの重要性を保護者に理解してもらえるように、情報を共有し、協力して取り組むことが大切である。

また、長時間利用を防ぎ、トラブルに巻き込まれないようにするためには、各家庭でルールを設定し、保護者が子どもたちの利用状況をコントロールすることが大切である。しかし、携帯電話やスマートフォンに関する家庭のルールについて、資料 16 のように、「ルールがない」家庭は小学生で 23.7%、中学生で 24.8%、高校生で 54.0%であった。児童生徒は十分な判断力を身に付けているわけではないので、家庭で子どもたちの安全を守ることができるよう、保護者へ呼びかける必要がある。

また、「ルールはあるが、あまり守っていない」を回答した小学生が 3.4%、中学生が 10.5%、高校生が 10.7%いた。ルールを設定する理由を理解させ、トラブルを避けるために主体的に考えて判断できるように指導することも大切である。

【資料 16 携帯電話やスマートフォンに関する家庭のルール設定】



## (2) 各学校段階で児童生徒の発達段階に応じた体系的・効果的な指導の検討

情報社会では、誰もがインターネットを介して瞬時に情報が世界中に伝達することができるようになり、これまでの対面式のコミュニケーションでは考えられなかったようなトラブルが多発している。新しい情報機器やサービスも次々として出てきており、既存の知識による判断では対応できない事例もある。また、情報機器の利用が低年齢化しており、多くの小学生も日常的にインターネットを利用するようになる一方で、多くの児童生徒が情報社会の危険性を理解しておらず、トラブルに巻き込まれるケースも少なくない。

一度トラブルに巻き込まれてしまうと、被害を受けた児童生徒が大変悩み苦しむのはもちろん、学校での学習活動に大きな影響を与えるケースや、時には、その学校での生活を継続することが危ぶまれるケースも出てくる。また、逆に、加害者として、学校内でクラスメートや他の子どもたちを傷つけたり、法に触れてしまったりすることもある。さらに、その後何年にもわたって、加害、被害の情報がインターネット上から消えず、将来にわたり影響を及ぼす事例もある。

そのため、学校教育全体で情報モラル教育に取り組むことが求められており、計画的、体系的に進める必要がある。

そこで、情報モラル教育実践ガイダンスに掲載されている「情報モラル指導モデルカリキュラム」を参考に、実態調査や研究協力委員の勤務校での指導事例等を考慮して、小学校1年生から高等学校3年生まで12年間分の年間指導計画例を作成した（補足資料1）。

この年間指導計画例では、各学年で、指導の時期、指導の対象（児童生徒、保護者）、企画の担当部署、内容、指導方法、設定理由などを記載するようにした。校内において、いつ、誰に対し、何を指導するのか、誰が企画運営を担当するのかということを確認することによって、計画的で効果的な指導を行うことができる。また、設定理由も明記することで、指導の目標を明確化し、指導内容の形骸化を防ぎ、指導後に指導内容の改善に資すると考えた。

小中学校においては、情報モラル指導カリキュラムチェックリストのA項目（学習指導要領に指導内容として記載されている教科等の内容）を掲載し、情報モラル教育の内容である2領域5分野を漏

れなく指導できることとした。学校内の全ての教員が各教科における指導内容を理解することができ、それを踏まえて指導をすることをねらいとしている。

高等学校においては、既に携帯電話やスマートフォンに関わる問題事例が多く発生しているため、問題事例の分析を基に、問題が発生しやすい時期よりも前に指導する機会を設けるなど工夫した。また、関連する教科の学習内容も記載している。

### (3) 研究協力委員による情報モラル授業の実践と検証

文部科学省や警察庁、各教育委員会、企業等が作成した既存の教材を用いて、研究協力委員が情報モラルの授業を行った。既存の教材を使うことで、大きな負担をかけることなく情報モラル教育を行うことができることを検証した。また、授業実践事例を報告することで全ての教員が情報モラル指導を行うための参考事例とすることを目指した。

情報技術の進歩は急速で、新たな情報機器やサービスが次々と出ている。そのため、情報モラルの指導に当たっては、児童生徒が未知の技術に対しても対応できるように、インターネットの基本的な特性を理解した上で、日常のモラルを踏まえて行動する判断力を養うことが大切である。単に、「～をしてはいけない」というような「禁止」を伝えるだけでは、適切な判断ができない。子どもたちが自分たちで考え、行動することができるように、主体的に考える力を育成する指導が求められる。

研究協力委員が、各校種における児童生徒の発達段階や情報モラルに関するトラブルの実状を踏まえ、子どもたちにとって身近に起こりうる具体的な問題事例を基に、問題の原因を分析させ、対策を考えさせる授業を実践した。その際、グループ活動を通じて、他の児童生徒の意見から視野を広げるとともに、自分の考えを発表させることによってより適切な判断力を身に付けさせることを目指した。

その授業実践の一例として、以下に指導の流れを紹介する。

#### ア 導入（授業への興味付け）

クラスで実施したアンケート調査の結果等を紹介し、情報機器利用の実態を知らせるなど、情報モラルに関する授業への興味関心を高める導入を行う。



アンケート調査結果紹介

#### イ 問題事例の理解

子どもたちが情報機器を使って巻き込まれやすい問題事例を、動画やアニメーションを使った既存の教材を活用して提示する。



アニメーション教材の一例  
(愛知エースネットより)



#### ウ 問題事例の原因として思いつくものを発表

なるべくたくさん思いついた内容を付箋紙（黄色）に記入させ、グループで順番に声に出して発表しながら模造紙に貼り付けさせる。なるべくたくさんアイデアを出すことができるように、批判や反対意見は言わないように指示する。



付箋紙で考えを共有

#### エ 問題事例の原因が書かれた付箋紙の分類

似たようなことが書かれている付箋紙を近くにまとめさせ、問題となる行動や態度を分類させる。



付箋紙のグルーピング

#### オ 問題事例を防止する対策のアイデアを出す

まとめた付箋紙から、問題事例を防止するためにはどう行動するべきかを考えさせ、付箋紙（赤色）に記入させる。思いついた順番に、関連した付箋紙（赤色）の付近に付箋紙（黄色）を模造紙に貼り付け、その内容をグループ内で発表する。他の人と内容が似ていてもよいことを伝え、なるべくたくさんアイデアを出すように指示する。



対策のアイデアを出す

#### カ どういう行動をすれば問題事例を防止できるか（求められる変容）を協議

付箋紙（黄色）に記入された対策をまとめ、どういう行動をすれば問題事例を防止できるか（求められる変容）を話し合わせる。話し合いの結果を他のグループに知らせるために、図などを使って、分かりやすく模造紙に記入するように指示する。



対策の協議

## キ グループごとに発表

グループごとに、問題点やその対策など、協議した内容を発表させて、クラス全体で考えを共有させる。



グループごとの発表

以上のように児童生徒が情報モラルのトラブル事例をグループで分析する授業を実践することで、次のような成果が見られた。

- ・グループで協議することで、情報モラルに関する意識を高め、自覚をもつことができる。
- ・他の生徒の意見や考えを聞いたり話し合ったりすることで、情報モラルに関する問題事例に対して、幅広い視点から考えることができるようになる。
- ・（同じような形式の授業を何度か繰り返すことによって）活発に意見を出し合ったり、要領よく協力し合ったり、解決策を掘り下げて考えたりするなど、協働的に学習することの大切さを理解することができるようになる。
- ・（同じような形式の授業を何度か繰り返すことによって）自分やグループの意見や考えを適切に表現する力を身に付けることができる。

児童生徒にとって身近な話題で、自分たちの意見や考えを交流し、問題を解決する方法を検討し、自分たちの考えやその理由を発表するという学習活動は、情報モラルの指導だけでなく、教科指導や道徳、総合的な学習の時間等においても、有効な指導方法である。特に、グループの協議を取り入れることによって、他者と考えや意見を共有し、視野を広げることができ、協働して取り組むことの重要性を理解できる。さらに、他の人から自分の意見や考えが尊重されることで、自己肯定感が高まり、より主体的に学習することにつながると考えられる。

ここで紹介した授業実践以外にも、政府や教育委員会、研究機関、企業などが作成、公表している情報モラルの教材や指導案などを活用し、児童生徒がグループで協議し、発表する学習活動を取り入れる授業実践を行った。既存の教材や指導案等を活用することで、情報モラルに関する指導経験が少ない教員でも、児童生徒の興味を引きつけることができ、効果的な指導ができる授業実践となることが検証できた。

授業実践事例の一部は、当論文の最後に補足資料2として掲載している。また、情報モラル授業実践報告として、愛知エースネットのウェブコンテンツとして掲載している ([http://www.aichi-c.ed.jp/contents/j\\_moral/lessonreport.html](http://www.aichi-c.ed.jp/contents/j_moral/lessonreport.html))。

## 5 研究のまとめと今後の課題

今回の研究の成果として、以下の三つの点があげられる。

### (1) 情報機器利用の実態の把握

小学校4年生から高等学校3年生までを対象とした情報機器利用の実態調査を行い、携帯電話やス

スマートフォンを所有する者の低年齢化やインターネット利用の長時間化などの傾向を見だし、今後の情報モラル指導の基礎資料とすることができた。

### (2) 情報モラルの計画的な指導に向けた年間指導計画例の提案

情報モラル指導を計画的に推進するため、小学校1年生から高等学校3年生までの年間指導計画例を作成し、提案することができた。この年間指導計画例を参考に、各学校に応じた内容に修正し利用することで、計画的かつ効果的に情報モラルの指導を進めることができる。

### (3) 情報モラルの授業実践と報告

インターネットなどを利用して手に入れることができる既存の教材や指導案等を利用して、情報モラルの授業実践を行い、多くの教員が教材作成の手間をかけずに、児童生徒の意欲を高め、適切な判断力を身に付けさせることができた。また、授業実践事例を報告しウェブページに公開することにより、他の学校の教員でも情報モラルの指導を行うための参考とすることができるようにした。

今後、更に社会の情報化が進展し、学校教育の中で児童生徒一人1台ずつ情報端末を利用することが予想される。このため、「情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けること」と「情報社会の特性の一側面である影の部分を理解する」という情報モラル教育の二つの目標を達成することができるよう、情報機器やサービスの状況や子どもたちの現状を把握しながら、継続的に情報モラル教育の在り方について研究を深めていく必要がある。

長谷川（平成28年）によると、情報モラル教育は、「予防教育・道徳教育」、「予兆発見時・未然防止教育」、「事後指導・事後教育」の三層でとらえ（三層構造アプローチ）、対策を講じることが効果的とされている。問題が起きた後に「事後指導・事後教育」を実施するだけでは、対応が後手に回っていて、子どもたちは被害を受けたり、トラブルに巻き込まれたりしてしまう。年間指導計画に基づいた計画的な「予防教育・道徳教育」を行うことで、子どもたちの情報モラルを高め、正しい判断と行動ができるようになるであろう。さらに、児童・生徒の様子や現状の分析から、問題の予兆をつかんだ時に、問題発生の可能性を捉えて指導することができれば、問題を未然に防ぐことができる。

「予防教育・道徳教育」はもちろんであるが、「予兆発見時・未然防止教育」の視点からも、情報モラルの効果的な指導の在り方について、今後も研究を進めていくことが求められている。

## 6 おわりに

情報モラルに関する児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を行うため、小学校、中学校、高等学校の教員が、それぞれの校種における子どもたちの情報機器の利用状況や指導内容を情報共有しながら、情報モラル指導の在り方について研究を進めることができた。また、既存の教材を活用し、児童生徒が主体的、協働的に取り組むことができる授業を実践し、報告することができた。児童生徒の情報機器利用の現状を把握し、急速に変化している状況を把握することもでき、大変意義のある研究となった。

金城学院大学長谷川元洋教授には、研究の顧問として、情報モラルの授業実践の参観や実態調査アンケートの作成、分析、情報モラル指導の在り方まで御指導、御助言いただいた。心よりお礼を申し上げます。



## 参考文献

- ・ 愛知エースネット「情報モラル教育のすすめ」（平成 28 年 12 月確認）  
[http://www.aichi-c.ed.jp/contents/j\\_moral/index.html](http://www.aichi-c.ed.jp/contents/j_moral/index.html)
- ・ 愛知県総合教育センター「児童生徒の情報モラルの指導法に関する調査研究」愛知県総合教育センター紀要第 103 集 平成 25 年
- ・ 愛知県総合教育センター「情報モラル指導者養成の取組」愛知県総合教育センター紀要第 105 集 平成 27 年
- ・ 警察庁「平成 27 年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」平成 28 年
- ・ 国立教育政策研究所「情報モラル教育実践ガイダンス」平成 23 年
- ・ 札幌市立平岡中学校「開校 30 周年記念 研究紀要」平成 26 年
- ・ 内閣府「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること（平成 27 年 3 月版）」平成 27 年
- ・ 内閣府「平成 27 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」平成 28 年
- ・ 日本教育工学会「「情報モラル」 指導実践キックオフガイド」平成 18 年
- ・ 長谷川元洋「情報モラルの教育実践を広げる工夫と取り組み」学習情報研究 2016 年 9 月号 p14-p17 平成 28 年
- ・ 文部科学省委託「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～ 指導の手引き」平成 28 年